

平成29年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月18日(採決)

平成29年 第4回 定例会 会議録

日時 平成29年12月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産業観光課長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上下水道課長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こども育成課長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」、平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案は、予算委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

平成29年度篠栗町一般会計補正予算第3号について。

本議案は、第48回衆議院議員選挙実施に伴う平成29年度篠栗町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同項第3条の規定により、これを報告し議会の承認を求められたものであります。

内容は、平成29年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,083万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ97億9,879万1,000円とするものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第61号「篠栗町住居表示に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第61号「篠栗町住居表示に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示に関する法律第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居表示実施に関する必要な事項を定めたもので、住居表示告示以後の街区符号、住居番号の設定、変更、廃止する場合に必要な事項や、住居番号の表示方法を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第62号「篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 6 2 号「篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施にあたり、住居表示審議会を設置するための条例を定める必要があるため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例を制定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 6 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 6 3 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 6 3 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間における所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、非常勤職員の育児休業期間について、その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日までとある現行規定を、1 歳 6 か月到達日以降の期間についても継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合にあつては、2 歳に達する日まで取

得できるようにするものであります。

なお、この条例は、平成29年10月1日に遡って適用されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第64号「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、第7次地方分権一括法による公営住宅法改正に係る関係政省令が改正されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第65号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第65号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域の水質の保全を図るため、下水道法及び下水道法施行令の規定に基づき、公共下水道に排除する汚水の基準について、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、特定事業場からの下水の排除の制限及び除害施設の設置に関し、条例で定める基準の対象物質である、窒素、リンの含有量を定めるものです。

また、排除の停止又は制限をする場合の基準を定めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第66号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第66号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,725万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,604万3,000円とするものがあります。

歳入では、地方交付税5,534万7,000円増、国庫支出金2,164万9,000円減、県支出金4,280万4,000円増、繰入金3,718万2,000円増、諸収入4,223万8,000円増、町債2,867万円減。

歳出では、総務費114万5,000円増、民生費1億4,730万5,000円増、衛生費4,239万5,000円増、農林水産業費1,309万3,000円増、土木費28万4,000円増、消防費363万2,000円減、教育費641万4,000円増、公債費517万5,000円減、諸支出金7,457万7,000円減となっております。

次に、継続費では、篠栗駅東側自由通路整備事業費において、平成30年度は2億2,000万円に、平成31年度は4,980万1,000円にそれぞれ変更し、総額10億6,699万8,000円とするものであります。

次に、債務負担行為において、平成30年度限度額、庁舎環境衛生管理業務委託など、計2,909万5,000円を追加し、また、森林保全再生整備計画を333万円に変更するものであります。

次に、地方債では、起債の限度額について、新たに自然災害防止事業債980万円を追加し、また、臨時財政対策債など4事業債について、限度額を3,847万円減額変更するものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論はないようですので終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第67号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第67号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成30年度の国民健康保険レセプト点検業務委託を円滑に行うため、債務負担行為において、限度額を334万8,000円とするものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第68号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第68号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、当該予算において、事業用地内における財務省所管の里道の土地標題登記、境界確定測量並びに国交省法面改修設計積算費用を補正するものであります。

歳入におきましては、事業用地の不動産鑑定を実施した結果を反映するもので、歳入歳出それぞれの総額に1,003万9,000円を追加し、予算総額を6億9,768万7,000円とするものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ない。

債務負担行為の変更等はなかったのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） しばらくお待ちください。

○議長（阿部 寛治） ちょっと確認しますので。

分かりましたか。

はい、どうぞ。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 調べまして、後刻報告いたします。

○議長（阿部 寛治） それでいいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

では、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第69号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第69号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、営業費用の補正に伴い、収益的支出277万8,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億2,278万2,000円とするもので、収益的支出額に対し2,358万7,000円の黒字予算とするものであります。

次に、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、建設改良費の補正に伴い、資本的支出300万円を追加し、資本的支出の予定額5億9,506万5,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する1億3,186万4,000円は、損益勘定留保資金などで補填されるものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第70号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第70号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的支出の予定額に人件費の補正に伴う14万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億315万4,000円とす

るものであります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補填するものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日にメール送信をしておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 平成29年第4回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

井上教育委員長の任期満了による教育委員の任命についての人事案件1件、住居表示に関する条例の制定はじめ条例の制定5件、衆議院選挙にかかる専決処分の承認はじめ平成29年度補正予算6件の上程いたしました12議案全てについて、可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

13日の予算特別委員会の「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）」の審議中、「開発に関する説明が定例会ごとに変化しているように感じる。町民の負託を受けている議員として間違いのないように判断をしたいので、もう少し詳しい説明を聞く機会をもってほしい」趣旨のご意見をいただきました。

これについては、ごもっともなご意見であろうと思っております。現在も、国道事務所、福岡県と産業団地の最終形について詰めの協議を行っている段階であり、こうしたことから説明が微妙に変化する状況になっております。進出に向けての仮契約をしている企業とも平成30年3月までには契約を結びたいと考えております。平成30年度できるだけ早い時期に臨時議会を開催する予定がございますので、その際には造成完了予定図をもとに説明・報告をいたしたいと考えております。

また、年度内には進出予定企業を公表できるように準備いたします。

本定例会の開会における諸情勢報告の中で、全国町村議会会長の言葉を引用して、今後の町村経営は住民や地域内産業も巻き込んだ全輪駆動でなければならないと申し上げましたが、言うまでもなく、その牽引力を担うのは行政であり議会でございます。今後とも、篠栗町発展のための町を牽引する車の両輪として、お支えいただければありがたいと願っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、議員の皆様のご理解を得て、定例会期間中ではありましたが、森林セラピー基地全国ネットワーク会議会長として、中国四川省西昌市における中国での森林セラピーに関する大会において、日本の森林セラピーのあり方を説明する大役を果たすことができました。誠にありがとうございました。

国策として森林セラピーに取り組む中国の姿を目の当たりにしましたが、単なる観光地開発に進む懸念があることを森林セラピー先進国として指摘もしてまいりました。森林セラピーは何より森の中で案内してくれるガイドの存在が重要であり、その人たちに導かれて、森の中で五感を開くことができ、ストレスの鎮静化につながるこのことのできる取り組みでございます。

篠栗町でもこうしたコンセプトに更に磨きをかけて、個性ある「森林セラピー基地篠栗」を作ってまいりたいと考えております。現在も次の案内人を育てるための研修を実施しており、人材が高齢化しないように継続的に力を入れてまいりたいと考えております。

最後に、今後とも町職員一丸となって諸案件の解決と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を目指して努力してまいりますので、議会議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますようご祈念申し上げまして、篠栗町議会平成29年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議、誠にありがとうございました。

そして、今年一年どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 閉会する前に、委員長わかりましたか。はい、どうぞ。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 先ほどの荒牧議員の質問にお答えをいたします。

篠栗北地区産業団地開発事業として、債務負担行為補正、そして、限度額を32億4万円と限度額を変更しております。

○議長（阿部 寛治） 開いてます。追加もと言われてはいますけど。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 追加ですね。失礼しました。

篠栗北地区産業団地開発事業、現場管理業務として7,034万1,000円を追加し、篠栗北地区産業団地開発の変更としてですね、補正限度額が27億4,787万9,000円を32億4万円としております。

以上でございます。よろしいですか。

○議員（荒牧 泰範） 了解。

○議長（阿部 寛治） はい。

では、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

散会 午前10時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

古屋 宏治
